

## 令和5年度 公募型U I ターン等促進プロジェクト 募集要領

### 1 趣旨・目的

人口減少が著しい中丹地域（福知山市、舞鶴市、綾部市）において、地域外から中丹地域へのU I ターン等を促進する多様な企画を募集し、事業実施者を選定の上、中丹広域振興局（以下「振興局」という。）の委託事業として取組を実施します。

### 2 募集する取組

#### （1）対象となる取組

中丹地域外から中丹地域へのU I ターン等を促進する取組であり、以下の要件を全て満たすもの

##### ア 適格性

提案内容が本要領に抵触せず、体制含めて実現可能か。

##### イ 主体性

提案者が主体となり、関係者調整や事業運営を行うものであること。

##### ウ 経済性

提案された事業内容に照らして、経費の積算等が妥当なものであること。

##### エ 発展性

実施結果を活かして実施体制や事業スキーム等を構築し、事業完了後も提案者主体で発展的に取り組む計画が立てられているものであること。

#### （2）対象外となる取組

以下に該当する企画については対象外とします。

##### ア 具体的な成果を想定していない事業

##### イ 国や府、市町村からの補助金等により実施している事業

##### ウ 政治的、宗教的な内容を含む事業

##### エ 実施内容が社会秩序や公序良俗に反する事業

##### オ 娯楽性、嗜好性が顕著であって、行政として支援する必要性が乏しい事業

##### カ 一部の会員、構成員等のみを対象とした事業

##### キ その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断された事業

#### （3）事業実施期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

なお、令和6年2月29日（木）までに完了しない事業（支払いを含む）や、応募前に完了している事業は対象となりません。

#### （4）事業費及び対象経費

ア 事業費：1件当たりの事業費の上限額 30万円（税込み）

イ 対象経費：別紙1のとおり

### 3 応募対象者

国内に住所を有する法人、団体又は事業者等であること。ただし、府内に住所を有する団体等が事業に参画すること。

なお、対象となる「団体」とは、法人格を有するもの（営利・非営利は問いません）のほか法人格がない団体であっても、2人以上で構成されているものをいいます。

### 4 応募条件

応募対象者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (2) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (3) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

### 5 応募手続

#### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒625-0036 京都府舞鶴市字浜2020番地  
京都府中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課  
電話 0773-62-2031 FAX 0773-63-8495  
メールアドレス [c-c-kikaku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:c-c-kikaku@pref.kyoto.lg.jp)

#### (2) 募集要領等

募集要領、募集要項、申請書等の様式は、振興局ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.kyoto.jp/chutan/c-ki-kikaku/news/20230718uiturn.html>

#### (3) 募集期間、応募書類の提出場所及び提出方法

##### ア 募集期間

令和5年7月18日（火）から令和5年9月15日（金）午後5時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とします。

## イ 提出場所

上記（１）に同じ

## ウ 提出方法

- ・持参（平日の午前９時～午後５時まで）や郵送
- ・電子メールの場合、件名を「公募型UIターン等促進プロジェクト提案」とし、上記（１）のメールアドレスに送付してください。

## 6 応募書類

### （１）提出書類

- ア 参加表明書（別添様式１）
- イ 企画提案書（別添様式２）
- ウ 提案者の概要がわかる資料（定款、団体規約、役員一覧等）
- エ その他、企画提案の内容が分かるもの（任意様式）を添付しても可能です。

### （２）提出された応募書類の取扱い

- ア 本プロジェクトにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しません。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととします。
- イ 選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
- ウ 提出された応募書類は返却しません。
- エ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負っていただきます。

## 7 質疑・回答

- （１）受付期間：公募開始日～令和５年７月２６日（水）午後５時必着
- （２）質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、５（１）に提出すること。
- （３）質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
  - ア 件名は「令和５年度公募型UIターン等促進プロジェクトに関する質問」とすること。
  - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
  - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- （４）回答日時：令和５年７月３１日（月）
  - （５）回答方法：質問への回答は振興局ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/chutan/c-kikaku/news/20230718uiturn.html>）に掲示し、個別に回答しない。

## 8 評価方法

### （１）評価基準

別紙２「評価基準」のとおり

### （２）ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

企画提案書について、ヒアリング及びプレゼンテーションを実施します。

### （３）評価方法

企画提案書及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、有識者の意見を聴取した上で評価します。

### （４）候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、上記（３）の総合点が最も高い者から契約の相手方の候補者として選定します。
- イ 最高点の者が複数の場合は、再度、ヒアリング及びプレゼンテーションを実施の上、再評価し最も高い者から契約の相手方の候補者として選定します。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とします。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 評価に係る有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、振興局ホームページにおいて公表します。

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と振興局との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結します。
- (2) 契約代金の支払いについては、委託事業完了後に事業実施者から業務完了報告書の提出を受け、精算払いにより支払います。

11 完了報告

事業実施者は、委託事業を完了したときは、業務完了報告書を振興局に提出するものとし、業務完了報告書には次の内容を含むものとしします。

また、業務完了後に実施する成果報告会に出席の上、事業概要等を発表していただきます。

(1) 事業概要

年度、業務名、事業期間、業務完了年月日、事業概要、実施結果

(2) 成果

ア 写真

イ その他（業務を実施したことによる効果を、簡潔に文章で記載してください。）

12 その他

- (1) 企画提案書については、1者につき1提案に限ります。
- (2) 企画提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできません。ただし、振興局から指示があった場合を除きます。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- (4) 業務に係る全ての成果品の著作権等の所有権は委託者に帰属するものとしします。